

令和2年4月16日

鎌倉市医師会 会員各位

鎌倉市医師会長 山口 泰
健保担当理事 倉岡 隆

新型コロナウイルス感染症に対する診療報酬関連の通知のまとめ

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記の件につきまして、4月13日付けで、4月10日時点での通知（その10まで）ならびにそれらに係る疑義解釈をご案内しましたが、連日多くの通知が出ていることで混乱が生じているかと存じます。

この度、初診時におけるオンライン診療が解禁され、新型コロナウイルス感染症診療に対する追加の診療報酬点数も新設されたため、4月10日時点での取り扱いについて、あらためて取りまとめましたのでご案内いたします。

また、神奈川県医師会健保委員会委員長の藤倉先生が作成された「新型コロナウイルス感染症に対しての臨時的な取扱い4月10日までのまとめ」も併せて添付いたします。

尚、今後この内容は変更されることがありますことをご承知おき下さい。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(4月10日現在)

1、臨時的な取扱いについて(その9) 4月8日より算定可

(1) 外来における対応について

- ・新型コロナウイルス感染症患者(疑われる者を含む。)の外来診療を行う保険医療機関は、当該患者の診療について、受診の時間帯によらず **B001-2-5 院内トリアージ実施料 300 点を算定できる。**
- ・診療の際には「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引・第1版)」に従って院内感染防止に留意した対応を行うこと。感染防止策の初期対応である標準予防策(手引13ページ参照)の詳細等については今後、疑義解釈等が示されることとされます。

(2) 入院における対応について

- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院医療への対応では、**A205-1 救急医療管理加算1を950点、最長14日間算定できる。**

※ 上記(1)、(2)は、届け出していない医療機関でもみなし算定可

2、臨時的な取扱いについて(その10)及び

時限的・特例的な取扱いについて(事務連絡) 4月10日より算定可

(1) 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

- ・初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合は、**A000 初診料 214 点を算定できる。**

《注意点》

- ・基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とする。
- ・麻薬及び向精神薬に加え、特に安全管理が必要な医薬品として、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤(抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等)の処方をしてはならない。

(2) 自宅療養又は宿泊療養する軽症者等に対する診療等について

- ・自宅療養又は宿泊療養する軽症者等に対する処方であることが分かるよう、処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載する。
- ・薬剤の配送において、配送業者が病名を知ることになるため、患者に同意を取ること。

3、管理料の取り扱いについて

- 3月27日から4月9日までの対応

電話再診料＋処方箋料＋情報通信機器を用いた場合の管理料(月1回100点)

- 4月10日以降の対応

電話再診料＋処方箋料＋算定告示 B000 の2に規定する147点(月1回)

算定に該当する管理料

特定疾患療養管理料・小児科療養指導料・てんかん指導料・難病外来指導管理料・糖尿病透析予防指導管理料・地域包括診療料・認知症地域包括診療料・生活習慣病管理料

4、オンライン診療を実施するための研修受講の猶予

時限的・特例的な取扱いが継続している間は、オンライン診療を実施しても差し支えない。

ただし、本事務連絡が廃止された場合は、実施できなくなることに留意すること。

5、被保険者証の確認について

医療機関へ写しをファクシミリ送付、又は、電子データを電子メールに添付して受給資格の確認を行う。

6、一部負担金の支払方法について

銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない。

7、臨時的な取扱いその10(4月10日事務連絡)の取扱いについて

4月10日事務連絡をもって、臨時的な取扱いその2、その3、その5、その6については該当箇所と読み替えるものとする。また、その7の問1及び問2は廃止し、4月10日事務連絡をもって代えることとする。

8、その他

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについては、随時更新されております。

詳細な内容等含め、県医師会ホームページを必ずご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に対する臨時的な取扱い

4月10日までのまとめ

2020年4月13日

常任理事 藤倉 寿則

政府の2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定を受けて、保険診療において以下の臨時的取扱いが認められた。

2月28日

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(以下臨時的な取扱い)(その2)

この通知以降『再診』患者の電話や情報通信機器(オンライン診療)による処方箋を発行することが認められた。

3月2日

臨時的な取扱い(その3)

外来診療料の算定を行って、電話再診を行い、処方箋を発行しても良いとされた。

3月19日

臨時的な取扱い(その6)

慢性疾患以外についても、「発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品」は当面の間処方することが認められた。藤倉注:軽度の感冒症状や湿布薬の追加、花粉症薬の追加などは認められた。

新型コロナウイルス感染症を疑う患者や初診の患者は認められていなかった。

3月27日

臨時的な取扱い(その7)

この通知で慢性患者の管理料(特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣管理料)と電話再診の算定が決められた。

上記管理料を算定していた慢性疾患の患者に対して管理料を算定できる状況にある場合、電話再診を行った場合に当該管理料の情報通信機器を用いた場合(オンライン診療の管理料のこと)の100点が算定できることとなった。

⇒この100点は4月10日以降算定が削除された。

特例措置として算定は当月分として算定する(自己負担分は後日受診時に清算)

※通常のオンライン診療の場合、次の対面診療の際に算定することとなっている。

4月3日

臨時的な取扱い(その8)

スタッフが濃厚接触者となり出勤できない場合や定員超過など当面の間は施設基準が従前の通り保たれているものとして差し支えないと示された。

4月8日

臨時的な取扱い(その9)

トリアージ実施料の算定についての通知

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版に従い、院内感染防止に留意した対応を行うことで施設基準の届け出無く算定可能となった。

算定は4月8日～

算定の条件は、別紙医師会からの通知を確認されたい。

4月10日

臨時的な取扱い(その10)

初診から電話や情報通信機器(オンライン診療)での診察が認められた。

この場合、初診料は A000 注2 214点 を算定。

新型コロナウイルスの確定例の患者(自宅や宿泊施設にいる軽症者)に対して診療を行うが認められた。処方箋には「CoV 自宅」「Cov 宿泊」と記載する。

薬剤の配送において、配送業者が病名を知るため、患者に病名が知られることの同意を取ること。

再診で電話や情報通信機器を用いた場合は電話再診料で算定することは従前の通り。

(オンライン診療の規定が守られている場合には、通常のオンライン診療で算定可能)

慢性疾患の患者に対して、電話や情報通信機器を用いた場合、B000 2に規定する147点を月1回に限り算定できることとなった。

3月27日(その7)の通知について以下の変更がされた。

⇒慢性疾患の患者に対する管理料として算定できた、当該管理料の情報通信機器を用いた場合(オンライン診療の管理料のこと)の100点は算定できなくなった。

その10の事務連絡をもって、その2・その3・その5・その6の該当箇所はその10に沿って読み替えることとなった。